

平成28年2月2日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

（公印省略）

建築物の定期報告制度の活用による施設利用者の安全・安心確保について

平素より、厚生労働行政の円滑な実施にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、建築基準法に基づく建築物の定期報告制度が見直され、平成28年6月以降にあっては、貴部局において所管する病院、診療所及び助産所（以下、「医療機関等」という。）が報告対象として位置付けられることとなります。

つきましては、下記のとおり、各地方公共団体の建築部局との連携を強化し、施設利用者の安全・安心を確保するための取組みを推進することとなりましたので、ご了知の上、所管の医療機関等に対し周知を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 定期報告制度の概要

- ・ 定期報告制度は、使用開始後の建築物が建築基準法の基準に適合していることを確かめることで、当該建築物の利用者の安全・安心を確保するための制度です。
- ・ 具体的には、建築物の所有者又は管理者が、定期的に、建築物調査員などの資格者に調査をさせ、その結果を地方公共団体に報告することが義務付けられています（建築基準法第12条第1項）。
- ・ 制度の詳細については、別紙1を参照してください。

2. 報告対象となる施設

- ・ 報告対象となる施設の一覧は別紙2のとおり。
- ・ ただし、別紙2に掲げる施設以外の施設であっても、記3に掲げる地方公共団体が対象として指定する場合があります。

3. 報告先

- ① 別紙3に示す市区町村に所在する建築物等の場合は、当該市区町村。
- ② ①に該当しない場合は、建築物等が所在する都道府県。

4. 対応すべき事項

- ・ 報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報提供を求められた場合には、台帳の開示等による協力を行うよう努めること。
- ・ 報告対象となる施設の許認可や指導に際しては、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう、周知すること。
- ・ 平素より、記３に掲げる地方公共団体と情報交換等を図るための仕組みを整備し、必要に応じて、施設に対する指導等を協力して実施するよう努めること。